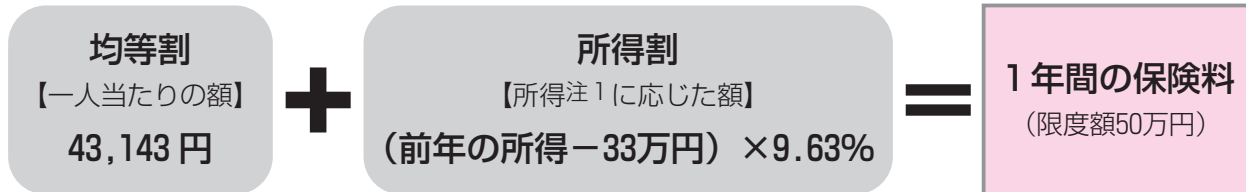


長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ ～平成21年度の保険料 計算の方法と軽減の仕組み～

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。
ただし、保険料を4・6・8月に年金から差し引かれる方は、暫定的に平成20年度の保険料を基に計算しています。
正式な保険料は、支払方法とともに、7月までに個別にお知らせします。



※月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

注1 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの『所得控除』を差し引く前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

① 均等割の軽減

所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。

例) 年金収入のみの場合 [妻の所得は0円（年金収入120万円以下）として計算]

年金収入		平成20年度の均等割	平成21年度の均等割額
一人世帯	夫婦二人世帯		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 <u>12,900円</u>
上記のうち被保険者全員が、 年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 <u>4,300円</u>
192万5千円以下		5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

② 所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入180万円の場合

- 軽減判定：180万円－120万円（公的年金等控除）－33万円（基礎控除）＝27万円＜軽減に該当＞
- 所得割：27万円×9.63%×5割＝13,000円

被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

被用者保険の被扶養者だった方が長寿医療制度に加入する場合は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。

平成21年度は、均等割額が9割、所得割が全額軽減されます。⇒1年間の保険料額4,300円

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
年金・長寿医療グループ（☎85 2 1 3 7）